

第5節 循環型社会の形成

1 一般廃棄物処理基本計画

(1) ごみ処理基本計画

ア 計画期間

平成27年度（2015年度）から令和11年度（2029年度）までの15年間とし、5年毎に見直しを行います。ただし、法律の改正や鯖江市総合計画等の上位計画の変更等、計画の前提条件に変更が生じた場合は、随時、見直しを行います。

表 3-5-1-1 ごみ処理基本計画期間



イ ごみ処理の基本方針

- (ア) 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進
- (イ) 次世代環境教育と啓発活動による意識向上
- (ウ) 分別収集体制の改善および高齢化社会に対応できる収集システムの構築

ウ 計画目標（第2次目標）の設定

平成30年度の現状値を基準として、平成30年度から令和6年度までの目標を定めました。

表 3-5-1-2 計画目標（第2次目標）

指標項目	平成30年度 現状値	令和6年度 目標
1人1日当たりのごみ排出量	920g	810g以下
ごみの資源化率	12.3%	17%以上

エ 目標達成に向けた施策

- (ア) ごみの減量化（発生抑制・再使用）
燃えるごみの水分を減らす生ごみのひとしぼり運動や生ごみのたい肥化制度の普及拡大を行い、ごみの減量化の促進を行います。
- (イ) ごみの分別徹底と資源化率の向上
分別排出の徹底や店舗回収を啓発し、資源化率の向上に努めます。
- (ウ) さらなる啓発活動の実践
リサイクル施設見学会の開催やごみの減量・資源化の環境学習会を実施します。
- (エ) 将来の社情情勢に対応できる新たな施策の検討
今後、さらなる高齢化社会に進展することを予想して、高齢者世帯に対応できる新たなごみ収集体制を検討します。

- (オ) 事業系ごみの減量化への取り組みの検討
減量化の必要性の啓発、資源化等の処理方法の検討を呼びかけるための資料提供といった事業系ごみの排出責任者としての取り組みを促進します。
- (カ) ごみ袋の有料化の検討
目標の達成状況等を検証し、燃やすごみ指定袋への記名方式や有料化を検討します。
令和4年4月1日以降、燃やすごみ指定袋への記名を導入しました。

オ 計画の進捗状況管理

本計画の第2次目標の達成に向け、ごみ処理基本計画に「進捗管理指標」(令和6年度の達成水準)を設定しました。毎年度策定する実施計画や分別収集計画の達成状況や当該年度の施策の実施状況について、「鯖江市ごみ問題懇話会」の意見をもとに課題や問題点を抽出し、講じた施策等を検証します。

表 3-5-1-3 計画の進捗状況管理

進捗管理指標	平成30年度 現状値	令和6年度 達成水準
1 燃やすごみに含まれる生ごみの割合	40.2%	31.2%
2 ダンボールコンポストの利用者数(累計)	2,419人	3,250人
3 燃やすごみの水分率	52%	45%
4 レジ袋の辞退率	83.3%	90%
5 燃やすごみに含まれる資源物の混入率	30.8%	20.4%
6 出前講座における参加者数(累計)	3,175人 (H26~H30)	8,000人 (H26~R6)

カ 収集運搬計画

(ア) 収集区域 本市全域

(イ) 収集する一般廃棄物の種類

一般家庭から排出される一般廃棄物および事業活動に伴って生ずる一般廃棄物で、処理施設で適正に処理できるものとして次のものが規定されています。

表 3-5-1-4 収集する一般廃棄物の種類

燃やすごみ ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・資源物対象外 ・紙くず ・皮革類 ・木くず類
燃えないごみ ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・小型陶磁器類 ・ガラス類 ・家電製品類（特定家電を除く） ・家庭炊事用品類 ・飲料・食料用以外に供した缶類
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶 ・空きびん ・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール類 ・牛乳パック類 ・繊維類 ・ペットボトル ・白トレイ ・色トレイ・その他プラスチック製容器包装 ・容器包装以外のプラスチック類 ・廃食用油 ・充電式電池を含む製品（スマートフォン、モバイルバッテリー、USBケーブル等で充電できる製品）
有害物	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 ・スプレー缶 ・蛍光灯
大型ごみ ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品類（特定家電、パソコン類を除く） ・家具類 ・寝具類 ・建具類 ・遊具類 ・自転車
家電4品目	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・テレビ（ブラウン管式、液晶、プラズマ式） ・冷蔵庫・冷凍庫 ・洗濯機・衣類乾燥機
使用済小型家電 ※3	<ul style="list-style-type: none"> ・電卓 ・リモコン ・携帯電話 ・ノートパソコン ・デジタルカメラ ・電気ケーブル類 ・ほか電気または電池を使用する機器

※1 箱状のものは縦・横・高さのいずれもが50cm未満のもの、棒状のものは直径が10cm未満のもの

※2 箱状のものは縦・横・高さのいずれか一辺が50cm以上で2m未満のもの、棒状のものは直径が10cm未満で長さが2m未満のもの

※3 専用ボックス（回収ボックスの投入口（15cm×30cm）に入る使用済み小型家電に限る）

(ウ) 収集回数

表 3-5-1-5 収集回数

一般家庭から 排出されるもの	A 燃やすごみ	週 2 回
	B 資源物、燃えないごみ、有害物	週 1 回
	C 大型ごみ	自己処理（販売店下取り）または鯖江クリーンセンターへ自己搬入
	D し尿およびし尿浄化槽汚泥	申込みにより処理業者に依頼
事業活動にともなって 生ずる一般廃棄物	事業者が自ら処分を行うほか、許可業者に依頼	

(エ) 収集しない一般廃棄物

大型ごみおよび自動車のタイヤ、スプリング入りマットレス等適正処理困難物ならびにガスボンベ、バッテリー、原動機付自転車、オートバイ、消火器、農機具、耐火金庫、大型鉄製品、フェンス用金網、機械油類、農薬類、コンクリート片、漬物石、焼却灰、火鉢等の陶磁器類など

(オ) 処分の方法

表 3-5-1-6 処理の方法

し尿およびし尿浄化槽汚泥	鯖江広域衛生施設組合に搬入して全量を処理
資源物	再生利用
有害物	・乾電池類 専門処分施設にて処分 ・スプレー缶類 破砕処分および資源回収 ・蛍光灯 破砕処分および資源回収
その他の一般廃棄物	破砕、焼却または埋め立て処分

(2) 分別収集計画

分別排出されたごみや資源物について、資源化および適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

(3) 収集体制

ア 資源物・燃えないごみ・有害物

「空き缶、空きびん、ペットボトル、トレー、紙類、繊維類、その他プラスチック製容器包装類」は4業者に収集運搬等を委託しています。

また、「天ぷら油」は1業者に委託しています。令和5年度については、市内に294カ所のステーションがあり、これを4区域に分割し、火曜日・水曜日・木曜日・金曜日の4日間を指定日として週1回収集しています。ただし、祝日は休止としています。

なお、天ぷら油については月1回の指定日を設定し、収集しています。

イ 燃やすごみ

燃やすごみは4業者に収集運搬等を委託しています。令和5年度については、市内に653カ所のステーションがあり、これを4区域に分割し、月曜日・木曜日と火曜日・金曜日の2パターンを指定日として週2回収集しています。なお、祝日についても収集しています。

ウ 家電リサイクル法対象物

家電販売店及び許可業者（令和6年3月現在 9社）が個人または事業所から依頼を受け、収集しています。

エ し尿およびし尿浄化槽汚泥

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者（3業者）により収集しています。

2 ごみ処理の現状

(1) 月別ごみ収集量の推移

令和5年度の一般廃棄物収集量は表3-5-2-1のとおりです。

月別収集量の推移(表3-5-2-2)を見てみると、年度の変り目にあたる3月～5月には「紙類」の収集が多くなっています。

また、6月～9月には飲料に供する「空き缶」や「空きびん」、「ペットボトル」の収集量が多く、特に8月は一年の中で最も多い収集量となっています。

(2) 年度別総排出量の推移

一般廃棄物の年度別の総排出量の推移および「生活系」「事業系」の経年変化は、図3-5-2-1のとおりです。

また1人1日当たりのごみの総排出量については、図3-5-2-2のとおりです。

表 3-5-2-1 年度別一般廃棄物ステーション収集量

年度	燃やすごみ	燃えないごみ	ごみ計①	資源物										有害物					総計④
				空き缶	空きびん	新聞紙類	雑誌類	段ボール類	繊維類	紙類	ペットボトル	食品トレー	その他プラ	家電品	廃食用油	資源物計②	乾電池	スプレー缶類	
平成15年度	18,128.76	909.81	19,038.57	352.99	716.85	1,020.83	1,633.36	808.61	11.23	105.12	21.02	98.03	8.53	4,867.34	26.91	22.43	7.89	57.23	23,963.14
平成16年度	17,892.85	872.29	18,765.14	342.29	596.25	754.87	1,474.67	531.78	10.30	135.62	32.04	185.59	6.86	4,158.38	24.46	23.56	13.98	62.00	22,985.52
平成17年度	18,202.26	822.69	19,024.95	318.43	578.93	779.39	1,469.34	476.30	9.43	124.33	56.18	177.30	6.64	4,073.49	24.35	23.93	13.18	61.46	23,159.90
平成18年度	18,307.59	864.85	19,172.44	301.45	574.00	709.20	1,598.14	424.01	11.67	138.71	46.33	190.96	6.91	4,092.47	24.62	25.78	17.69	68.09	23,333.00
平成19年度	16,550.08	794.47	17,344.55	281.70	520.12	550.38	1,863.72	311.96	11.59	164.37	80.43	360.10	6.95	4,259.75	22.56	25.82	16.00	64.38	21,668.68
平成20年度	16,466.97	781.78	17,248.75	275.85	484.53	501.96	1,800.33	271.55	9.06	143.66	76.49	331.75	6.95	4,008.30	22.32	26.67	12.76	61.75	21,318.80
平成21年度	15,973.75	700.46	16,674.21	273.85	478.91	528.53	1,588.91	328.03	9.63	136.11	44.05	267.33	10.86	3,771.89	23.18	26.75	13.04	62.97	20,509.07
平成22年度	13,950.60	629.01	14,579.61	223.57	430.23	512.96	1,488.24	393.95	9.38	137.67	33.83	261.60	9.48	3,594.66	21.70	23.88	12.83	58.41	18,232.70
平成23年度	14,220.61	536.10	14,756.71	226.86	438.99	538.02	1,338.19	483.95	9.47	121.50	27.04	270.69	9.26	3,561.54	20.94	22.94	11.82	55.70	18,378.95
平成24年度	12,707.66	467.64	13,265.30	188.38	420.93	563.16	1,132.35	420.50	8.97	124.42	26.33	294.30	11.31	3,298.71	19.13	19.62	12.73	51.48	16,615.49
平成25年度	12,818.85	466.44	13,285.29	175.61	398.88	496.22	944.63	363.49	7.60	118.06	24.91	294.13	7.54	2,921.04	18.79	18.91	11.62	49.31	16,255.64
平成26年度	12,961.59	420.91	13,382.50	158.42	388.20	411.72	776.55	329.46	4.93	113.20	24.65	274.09	10.58	2,576.41	18.57	18.44	11.11	48.12	16,007.03
平成27年度	12,743.16	449.88	13,193.04	152.76	384.18	382.73	681.91	319.26	5.35	111.03	23.90	272.39	10.51	2,406.56	18.89	19.16	11.40	49.45	15,649.07
平成28年度	12,504.18	427.29	12,931.47	149.92	371.22	285.51	621.53	301.74	2.91	113.29	11.39	280.34	10.54	2,274.87	18.60	19.09	10.41	48.10	15,254.44
平成29年度	12,588.86	451.22	13,020.08	148.10	351.11	254.60	534.72	287.65	2.25	115.08	11.10	267.90	10.20	2,099.53	18.05	18.93	9.40	46.38	15,165.99
平成30年度	12,437.77	521.38	12,959.15	141.18	345.70	261.58	512.89	299.49	2.89	121.78	9.76	270.94	10.57	2,100.13	18.15	20.36	9.57	48.08	15,107.36
令和元年度	12,783.89	502.43	13,286.32	140.96	330.45	219.35	478.50	287.50	2.17	117.25	9.59	281.23	11.21	2,000.41	18.01	20.85	9.03	47.89	15,334.62
令和2年度	12,939.92	551.47	13,491.39	151.15	327.86	189.94	418.11	299.13	2.65	124.16	9.88	308.79	10.17	1,946.35	19.91	22.44	8.46	50.81	15,488.55
令和3年度	12,565.17	504.66	13,069.83	146.12	315.70	171.02	390.89	305.27	2.54	131.45	9.47	326.72	43.93	1,902.33	19.01	22.24	7.84	49.09	15,021.25
令和4年度	10,637.80	468.33	11,096.13	136.96	307.02	183.79	567.65	365.86	4.30	170.48	12.08	619.19	80.68	2,536.05	18.39	21.99	7.44	47.82	13,680.00
令和5年度	10,220.75	425.75	10,646.50	128.95	289.64	156.70	457.46	363.76	3.67	160.53	11.59	553.11	80.67	2,262.96	18.03	23.20	7.12	48.35	12,957.81
令和6年度	-417.05	-32.58	-449.63	-8.01	-17.38	-37.09	-110.19	-2.20	-20.53	-0.63	-0.49	-66.08	-0.01	-0.53	-0.36	1.21	-0.32	0.53	-722.19

表 3-5-2-2 年度別一般廃棄物ステーション収集量

種別 月	燃やすごみ		燃えないごみ	ごみ計①	資 源 物											有 害 物				総計④	
	空き缶	空きびん			新聞紙類	雑誌類	段ボール類	繊維類	紙製バック	ペットボトル	白トレイ	その他プラ・色 容器以外のプラ	廃食用油	資源物計②	乾電池	スプレー缶類	蛍光灯	有害物計③			
4 月	827.92	38.74	866.66	10.01	22.36	13.82	44.15	28.42	6.01	0.30	10.97	0.8991	46,2100	7.71	0.84	191.70	1.38	1.58	0.58	3.54	1,061.90
5 月	976.39	41.31	1,017.70	10.86	25.97	15.05	44.75	32.50	7.00	0.34	13.31	0.9659	49,0800	8.36	0.54	208.73	1.35	1.81	0.55	3.71	1,230.14
6 月	942.78	36.19	978.97	11.85	25.83	12.31	39.01	27.89	3.99	0.25	14.76	0.9898	48,4300	7.67	0.71	193.69	1.27	1.80	0.59	3.66	1,176.32
7 月	910.49	31.26	941.75	10.61	23.28	13.84	39.49	32.33	4.40	0.39	15.24	0.8228	42,7600	5.78	0.72	189.66	1.27	1.68	0.54	3.49	1,134.90
8 月	872.81	35.21	908.02	12.49	28.10	15.73	43.65	30.46	3.36	0.41	20.60	0.8916	50,2900	7.03	0.49	213.50	1.52	1.90	0.52	3.94	1,125.46
9 月	854.63	33.27	887.90	11.24	23.99	13.63	36.02	26.98	2.52	0.38	17.05	0.8884	43,9400	6.56	0.51	183.70	1.39	1.78	0.45	3.62	1,075.22
10 月	988.78	39.63	1,028.41	10.04	22.86	14.92	40.22	30.94	7.16	0.37	13.62	0.9621	44,6900	7.71	0.79	194.28	1.62	1.75	0.58	3.95	1,206.64
11 月	859.10	36.95	896.05	10.31	22.39	11.88	34.24	26.58	3.26	0.22	11.93	1.0053	45,8600	7.11	0.64	175.42	1.60	1.82	0.61	4.03	1,075.50
12 月	832.97	36.38	869.35	9.96	21.22	11.53	34.82	33.32	3.36	0.24	10.22	1.0026	42,3700	6.41	0.68	175.13	1.77	1.79	0.74	4.30	1,048.78
1 月	779.33	35.00	814.33	12.40	29.29	10.64	34.75	32.61	2.40	0.25	12.01	1.1815	52,7400	6.13	0.59	194.99	1.94	4.43	0.75	7.12	1,016.44
2 月	684.92	29.89	714.81	9.24	21.57	11.06	30.35	28.06	2.35	0.25	9.99	0.9751	40,8900	4.96	0.80	160.50	1.48	1.44	0.57	3.49	878.80
3 月	710.63	31.92	742.55	9.94	22.78	12.29	36.01	33.67	3.10	0.27	10.83	1.0078	45,8500	5.24	0.66	181.65	1.44	1.42	0.64	3.50	927.70
合 計	10,220.75	425.75	10,646.50	128.95	289.64	156.70	457.46	363.76	48.91	3.67	160.53	11,5920	553,1100	80.67	7.97	2,262.96	18.03	23.20	7.12	48.35	12,957.81

図 3-5-2-1 一般廃棄物の年度別の総排出量の推移

一般廃棄物の総排出量 (t)

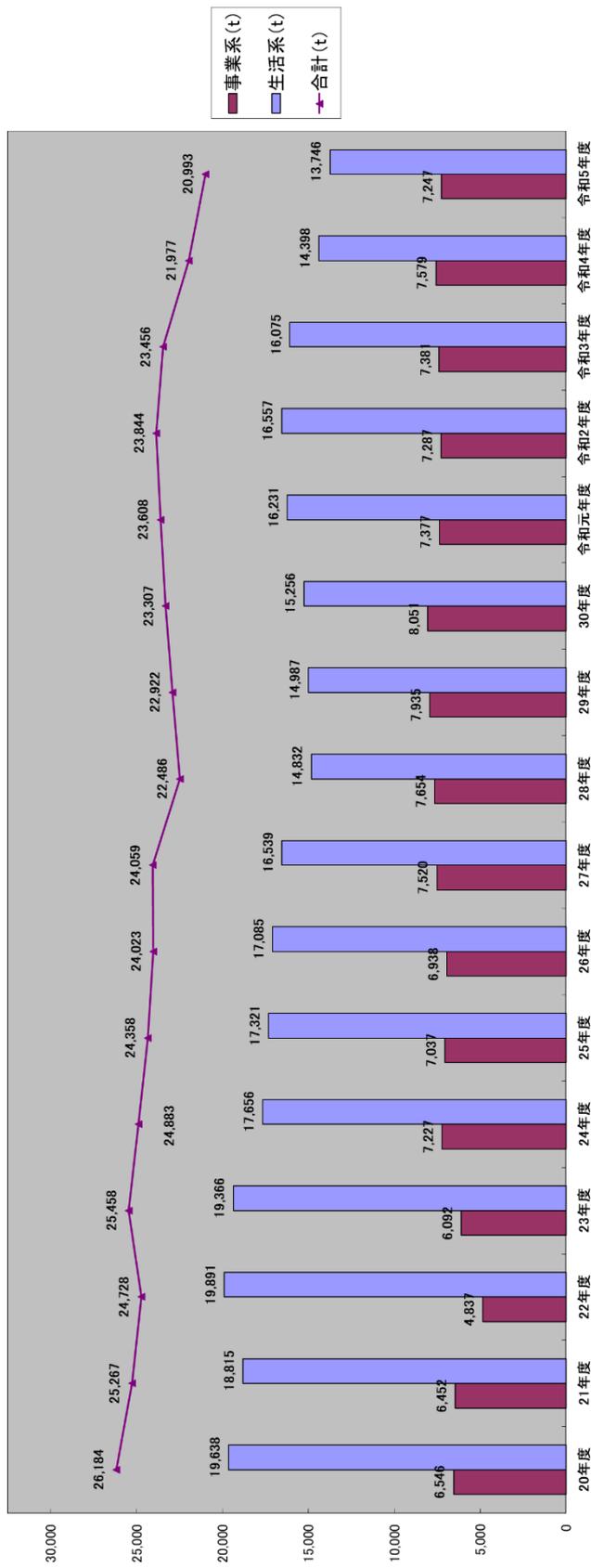
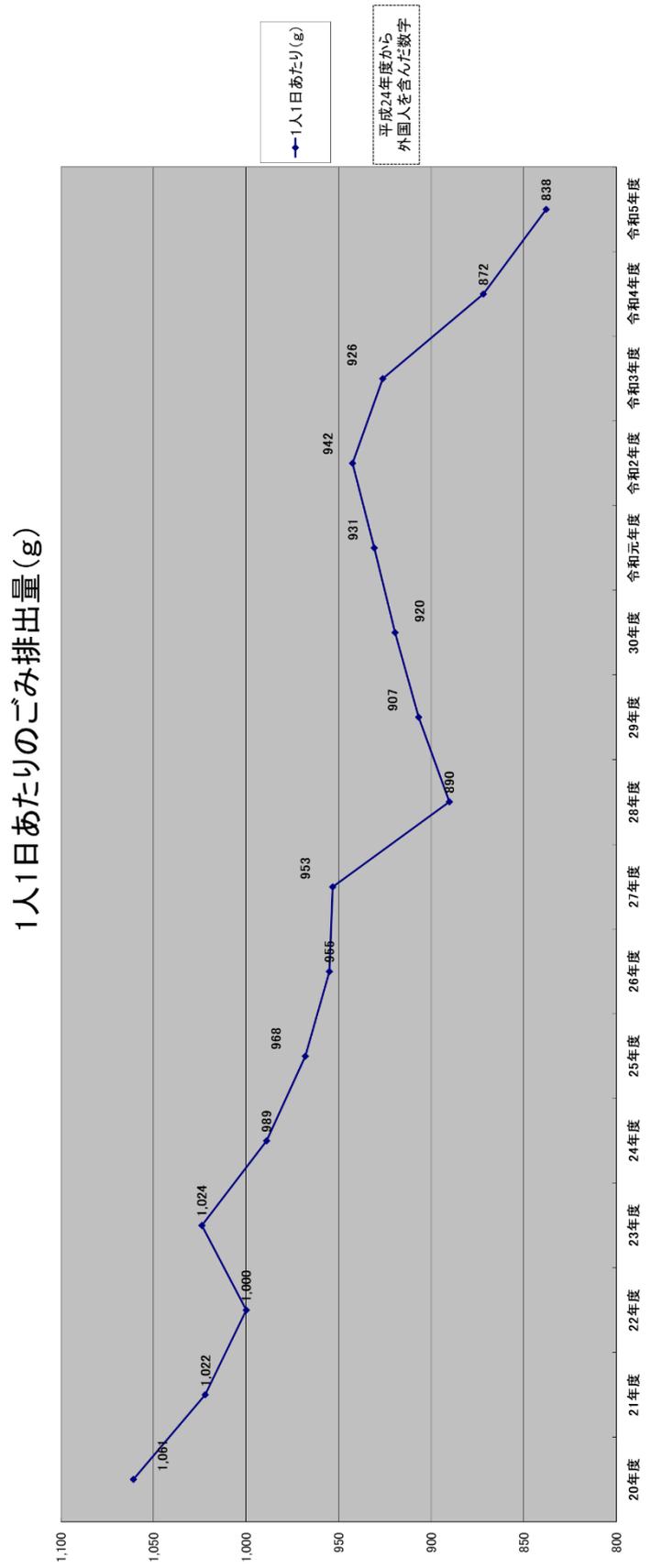


図 3-5-2-2 1人1日あたりのごみの総排出量 (単位：g)
 (平成24年度から外国人を含んだ数字)



(3) 一般廃棄物の処分

「燃やすごみ」「燃えないごみ」および「大型ごみ」については、近郊の2市2町（本市、福井市、池田町、越前町）で構成している鯖江広域衛生施設組合の『鯖江クリーンセンター』（2市1町（本市、福井市、越前町）にて構成）に運搬し、破碎および焼却等による処理後、資源物は回収し、焼却灰（セメント固化灰）は当組合所有の最終処分場へ埋め立てしています。

「有害物」については、構成市町村から搬入されたものをまとめ、当組合で再資源化しています。

「し尿」については、許可業者が当組合のし尿処理施設へ収集運搬し、処理しています。

表 3-5-2-3 施設の概要

施設名称	稼動年月	処理能力等
ごみ焼却施設	昭和61年1月	処理能力 60トン/日×2基
粗大ごみ処理施設	平成5年4月	処理能力 50トン/日
資源物施設	平成4年4月	施設面積 1,229㎡
再利用品保管施設	平成8年4月	施設面積 196㎡
最終処分場 夢の杜	平成14年4月	埋立容量 116,800m ³
し尿処理施設	平成5年4月	処理能力 80kl/日

3 ごみの資源化・減量化対策

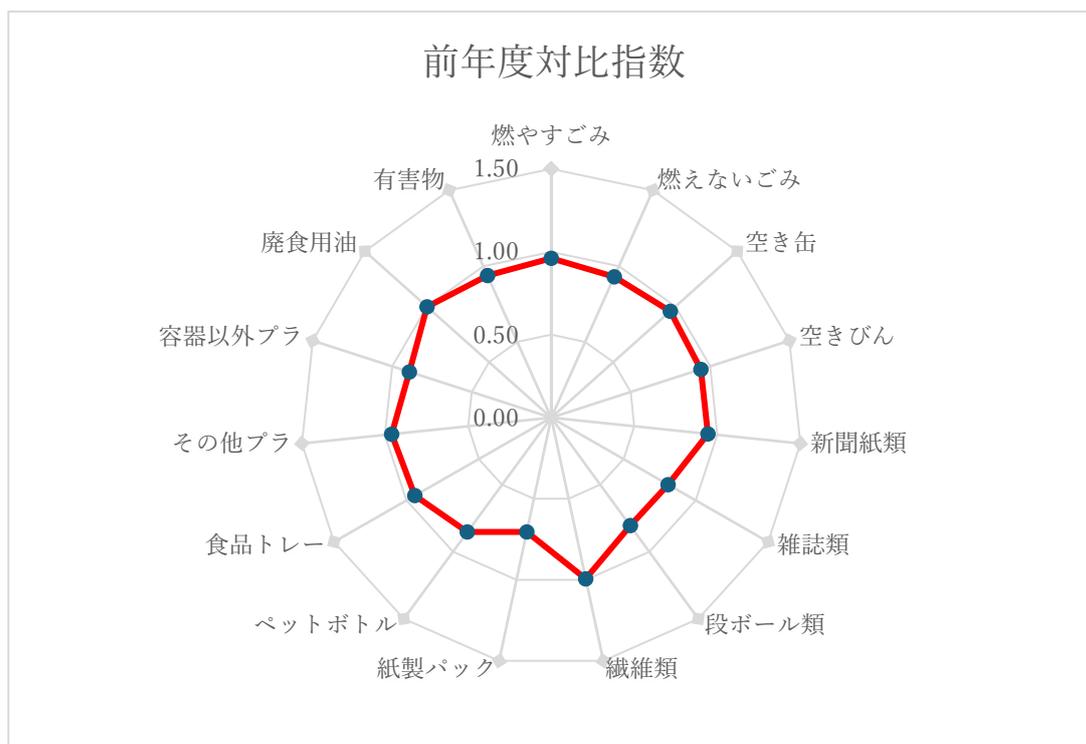
(1) 資源物等の種類および収集量

リサイクルを行っている資源物および有害物（以下「有害物等」という。）の種類、収集量については表 3-5-2-1 に示すとおりです。

令和 5 年度のステーション収集のごみ量は前年度と比べると、「スプレー缶」以外の項目、すべてにおいて減少しました。

なお、各資源物等の前年度対比指数を図 3-5-3-1 に示します。

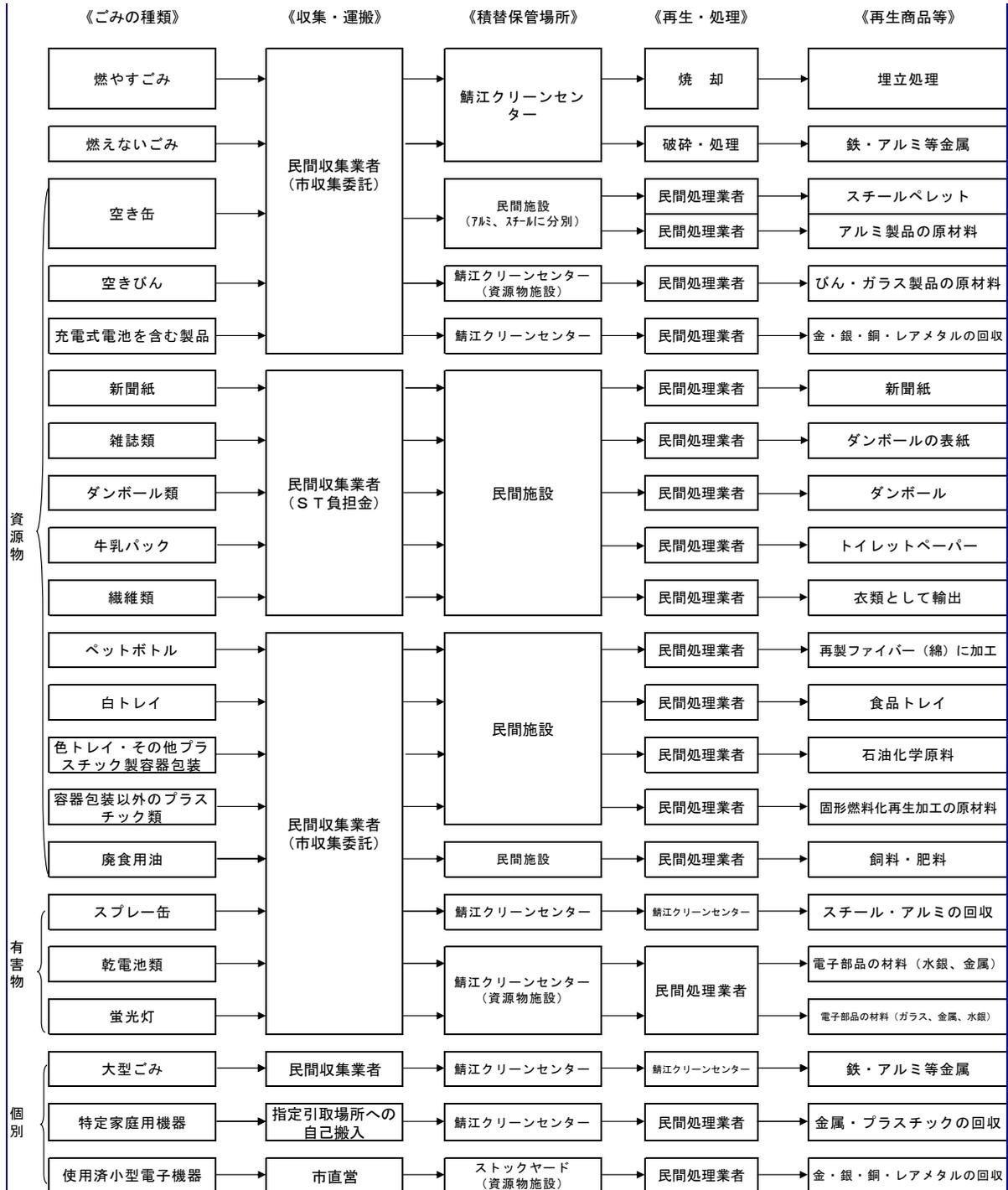
図 3-5-3-1 資源物等の前年度対比指数



(2) ごみ処理の流れ

ごみの再生処理先や再生処理品については、表 3-5-3-1 のとおりです。なお、有害物として収集している「スプレー缶」、「乾電池類」、「蛍光灯」についても次のとおり資源化しています。

表 3-5-3-1 ごみ処理の流れ

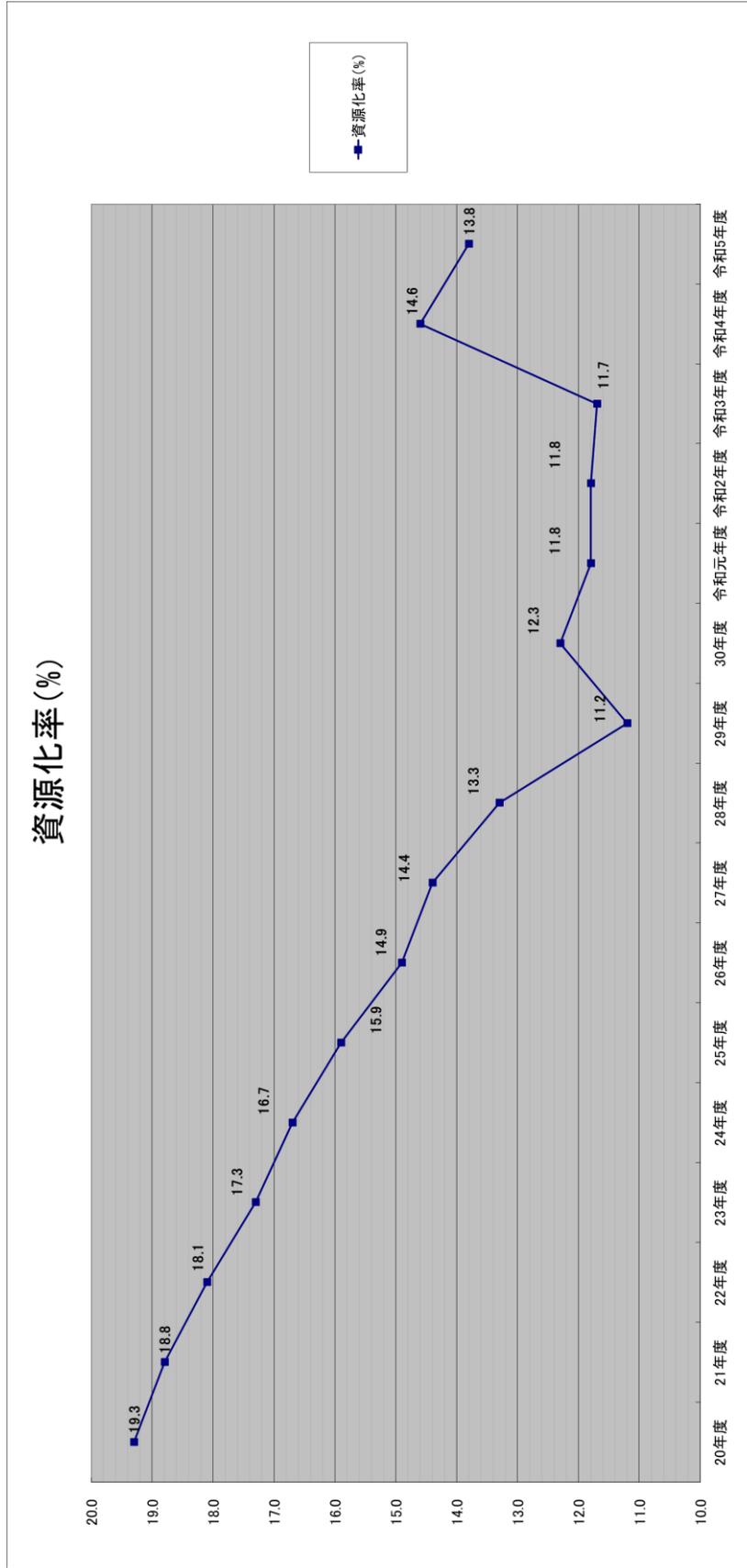


(3) 資源化率

ステーション収集一般廃棄物の資源化率（収集量に対する資源物量）の経年変化は、図 3-5-3-2 のとおりです。

平成 20 年度以降、資源化率は減少し続けていたため、資源化率を上げることを目的として、令和 4 年 4 月から「燃やすごみ」への記入式を開始し、さらに、「家庭ごみの分け方出し方」冊子を全戸配布しました。その影響を受け、令和 4 年度の資源化率は 14.6% と増加しました。令和 5 年度の資源化率は 13.8% です。

図 3-5-3-2 ステーション収集一般廃棄物資源化率（紙抜き・経年変化）



(4) 生ごみの資源化対策

従前より有効微生物群（EM菌）により生ごみの資源化に取り組んでいる「鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク」（平成10年3月に会員数500人で設立し、令和6年3月31日現在の会員数は約300人）に対して活動運営支援を実施しています。

さらに、鯖江市内の小学校にトラッシュを設置し、学校給食残渣を減らすための実証実験を行っています。また、食品ロスの削減やエシカル消費などSDGsの推進を目指す取り組みとして、フードドライブ事業を令和5年度は2回実施しました。

(5) 収集体制（家庭系ごみ）

「燃やすごみ」については、30～40世帯に1カ所の目安で653カ所、「資源物」「燃えないごみ」「有害物」については、50～70世帯に1カ所の目安で294カ所をステーションとして設定しています。燃やすごみは市内を月と木・火と金の2パターンに分け週2回、資源物等は市内を火・水・木・金の4パターンに分け週1回収集しています。なお「大型ごみ」については、自己処理（販売店下取り）または鯖江クリーンセンターへの自己搬入を原則としています。また、一時的に発生した多量のごみについても、鯖江クリーンセンターへの自己搬入をお願いしています。

(6) 資源化・減量化対策

分別収集を開始した当初から、「ごみは資源」との観点から徹底した分別を心がけてきました。今後も、市民へのさらなる徹底分別排出啓発を行ってまいります。

また、市内の親子を対象にしたリサイクル工場への見学会を開催し、環境学習の充実、市民の意識高揚に努めています。その他、積極的に再生品を購入するなどの市民運動をごみの資源化・減量化対策の一環として展開していく必要があると考えています。

さらに市では、申込のあった町内・団体等で行政出前講座を行い、鯖江市のごみの現状を知ってもらい、ごみの減量化や資源化率アップを呼び掛けています。

(7) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策組織として、福井県丹南健康福祉センターを事務局として丹南地域の関係機関団体を構成メンバーとする「丹南地域廃棄物等不法処理防止連絡協議会」があります。この協議会では情報交換や夕・夜間を含めた合同パトロールを実施し、建て看板の設置や河川堤防敷への進入防止策等、関係機関で種々の対策を実施しています。

また、市民等からの通報については、関係機関が現地に出向き、証拠品を捜し鯖江警察署の捜査とともに、撤去作業を実施しています。なお、行政区を越えた事案については、丹南地域廃棄物等不法処理防止連絡協議会や各市町村間で連絡を取り合いながら不法投棄防止対策に取り組んでいます。

さらに、生活環境や公衆衛生の悪化につながる、空き缶等のポイ捨て行為やペットのふん放置行為に対し、これまで鯖江市環境市民条例に基づき、マナーやモラル遵守による環境保全を目指してきました。しかし、近年のモラルの低下や

生活様式の多様化等により、個人の良識に頼るだけでは限界があることから、平成22年9月に上記条例を改正し、空き缶等のポイ捨てなどの迷惑行為に対する罰則制度を導入することとなりました。（平成22年12月1日施行）

(8) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行

平成13年4月に施行された家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目6種類についてリサイクルが義務付けられています。

リサイクル料金の個人負担のもと、家電販売店及び許可業者（令和6年3月現在9社）へ引き渡すよう啓発を行っています。

(9) メーカーによるパソコン・周辺機器の回収義務

資源有効利用促進法は、循環型社会を形成していくために、家電製品や自動車など指定された工業製品の回収やリサイクル等を生産者に義務付ける法律で、平成13年4月に施行されました。平成15年10月に改正施行され、家庭で使用済みになった、デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイをメーカーが自主回収及び再資源化するよう義務付けました。

(10) 組成調査

毎年1回、現在の分別状況を把握し、今後のごみ減量化施策のために実施しています。令和5年度は10月23日から27日の5日間実施しました。

結果は図3-5-3-3のとおりです。

図3-5-3-3 令和5年度 組成調査結果

